

狩猟期間の見直しの検討について

1 根拠・目的

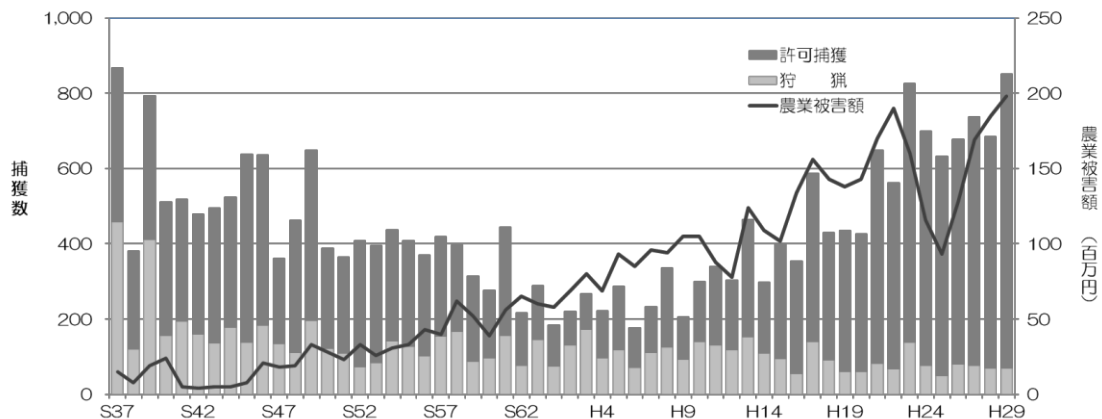
問題個体の発生を抑制するための方策として、「地域個体群の捕獲上限頭数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど」【北海道ヒグマ管理計画】検討を行い、導入を目指すことにより、ヒグマに人から逃げることを学習させ市街地や人里への出没を抑制し、人とヒグマのあつれきの軽減を図る。

2 現状・背景

- ・人への警戒心が希薄で、人を恐れないヒグマの出現・増加。
※春グマ駆除の廃止により、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより、人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる
- ・出没個体の有害性判断フローに基づく段階に応じた対応の実施。
- ・市街地出没の急増や農業被害の増加傾向が継続、ヒグマとのあつれきは深刻な状況。
- ・ヒグマの捕獲

狩猟【10月1日～1月31日】

許可：生活環境被害防止、農林水産業被害防止【冬眠開けの春季～冬眠入りの初冬】
その他（ヒグマ対策技術者育成）【3月中旬～5月上旬】



- ・地域個体群別のメスの捕獲数の状況【速報値 R1.9.30 現在】

地域名	H29	H30	R1	R2	R3	計	上限頭数	到達割合
渡島半島	51	62	16			129	400	32%
積丹・恵庭	5	9	7			21	20	105%
天塩・増毛	7	3	6			16	20	80%
道東・宗谷	西部	92	121	45		258	600	43%
	東部	50	29	32		111	200	55%
日高・夕張	65	61	36			162	750	21%
合計	270	285	142			697	1,990	

3 過去の残雪期における捕獲の内容

	春グマ駆除	春季管理捕獲	技術者育成のための捕獲	
実施期間	S41～H1	H14～H16	H17～H26	H26～
実施区域	全道	渡島半島地域	渡島半島地域	全道
目的	被害の未然防止	被害の未然防止	人材育成	
時期	融雪期 (3月中旬～5月下旬)	融雪期 (3月中旬～5月上旬)	融雪期 (3月中旬～5月上旬)	
捕獲手法	制限なし	・捕獲上限頭数の設定 ・親子グマ捕獲の自粛 ・穴狩り禁止	・捕獲上限頭数の設定 ・親子グマ捕獲の自粛 ・穴狩り禁止	
被許可者	狩猟者	市町村長、農協等の法人等	市町村長等	
結果		延べ出勤者：646～816人 捕獲数：4～17頭	延べ出勤者：245～604人 捕獲数：2～11頭	

※ 結果については、年間の延べ出勤者数、捕獲数の最大・最小値を示している。

4 課題

(1) 目的・理由

- ・「北海道ヒグマ管理計画」の目的

人間とヒグマとのあつれきを軽減するため、ヒグマとの緊張感のある共存関係を構築し、科学的かつ計画的な保護管理により、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図る。

※法第14条第2項（第2種特定鳥獣に係る特例）

第2種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは狩猟期間を延長することができる

(2) 制限

- ・地域
- ・捕獲頭数
- ・猟法

地域個体群の絶滅回避のために必要な水準、手法

※地域個体群の捕獲上限頭数に余裕のある地域【管理計画】

※法第12条第2項（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止または制限）

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること
- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること

(3) 期間

- ・法律で定める北海道の狩猟期間（最大）は9月15日～4月15日

(4) その他

- ・目的に対する成果の確認